

東久留米市教育委員会 殿

学校名 東久留米市立西中学校
校長名 藪野 勝久 印

令和 4 年度 特別支援教室の教育課程について (届)

このことについて、東久留米市立学校の管理運営に関する規則第 2 0 条により、学校教育法施行規則第 1 4 0 条の規定に基づく特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- (1) 特別支援教室での自立活動を通して、発達障害等のある生徒が学習上又は生活上の困難を改善・克服できるようにする。
- (2) 巡回指導教員が、在籍学級担任や教科担任と協働することにより、生徒が特別支援教室の活動で伸ばした集団適応能力を、在籍学級で十分発揮できるよう環境・システム作りを行う。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 個々の課題を改善、克服を目指すために、コミュニケーションや人間関係の形成といった自立活動 6 区分 2 7 項目の学習を個別指導と小集団指導でバランスよく実施する。
- (2) 在籍学級担任や教科担任、特別支援教育コーディネーター等との連携を行い、障害の状態や特性を把握し連携型個別指導計画を作成するなど、生徒の状況について連絡を密に取っていく。また、自立活動を通して伸ばした力が、在籍学級で十分発揮できるように、環境整備について指導、支援を行う。

3 指導の重点

- (1) 自分の気持ちや情緒をコントロールして変化する状況に対応するとともに、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服する意欲の向上を図り、自己のよさに気付くことができるように育成する。
- (2) 自他の理解を深め、対人関係を円滑にし、集団参加の基盤を培うことができるよう育成する。
- (3) 場や相手に応じて、コミュニケーションを円滑に行うことができるように育成する。

4 その他の配慮事項

- (1) 生徒の特性や実態を考慮し、指導時間数を決定する。また、在籍学級の時間割を考慮し個々の時間割を決定する。
- (2) 連携型個別指導計画について、在籍学級担任と巡回指導教員が連携を図り保護者も参画しこれを作成する。また、在籍学級での学習や生活の様子を適切に把握し指導計画や指導方法の改善に努める。
- (3) 巡回相談心理士やスクールカウンセラー等の専門家との連携を図り、助言を指導に反映させる。
- (4) 巡回指導教員は校内特別支援教育委員会に所属し、特別支援教育の推進に努める。
- (5) 校内特別支援教育委員会にて生徒の指導方法の改善及び評価を決定する。
- (6) 中学校入学前の学校生活支援シートを確実に引継ぐことで、生徒に対し一貫性のある指導を行う。